

「鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」改正案に係る意見公募手続の結果一覧

- 募集期間 令和8年4月6日から令和8年5月7日まで
- 提案者 4人 ※市に対する一般的な意見として取り扱うものは含まない。
- 意見数 4件 ※市に対する一般的な意見として取り扱うものは含まない。

意見 No.	意見・情報等	市の考え方	修正の 有無
1	<p>都市計画法の公園・緑地面積が必要となる開発面積3,000㎡以上で3%以上（市町によっては最低面積100㎡以上）の小さな公園について、他の市町も県庁、建設事務所は3%以上の公園・緑地等が必要と言うだけで管理は市町であることの不満もよく聞きます。</p> <p>鈴鹿市が最初に10,000㎡未満の公園が不要となれば、今後は市町も県庁、建設事務所に意見が言えると改善されると思いますので、最初の10,000㎡未満の公園・緑地等の設置の不要をお願いします。</p>	<p>適切に必要な基準の見直しに取り組んでいきます。</p>	<p>無</p>
2	<p>区域内への個別公園設置は次の理由から不要と判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰な長期的負担：30年間で約360万円（維持費）のコストが発生する。また直接コストおよび用地機会損失により、住宅供給価格の上昇を招き、地域の活性化を阻害します。</li> <li>・管理の非効率性：120㎡（約36坪）という小規模な「点在型公園」は、遊具設置も限定的で、自治体にとって維持管理コストが見合わない「低未利用地」化するリスクが高いです。</li> <li>・既存ストックの活用：周辺の既設公園へのアクセスが良好であれば、重複した整備は公共投資の重複（二重負担）となります。</li> </ul>	<p>No.1と同じ。</p>	<p>無</p>

意見 No.	意見・情報等	市の考え方	修正の 有無
3	現行の開発面積、3,000㎡以上という指定を見直し、小規模開発（10,000㎡未満等）については義務割合の引き下げまたは適応除外をご検討ください。小規模開発で広場だけの公園等を新たに設置することによる全体的な利益は低いにもかかわらず、市の維持負担のみが増す実情があります。	No.1と同じ。	無
4	改定後の案に賛成いたします。	No.1と同じ。	無

■その他

その他に関しては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。そのため、個別に市の考え方は示しておりません。

意見 No.	意見・情報等
1	個別公園設置は不要の代わりに、周辺の既存公的資産の活用と、居住環境の質的向上を優先すべきです。
2	公園等を設置することが困難な場合や、地域に既存の公園が十分に存在する場合には、公園等を新たに整備する代わりに「緑地・公園整備貢献金」を市に納付する制度を導入してください。納付金は市内の既存公園の整備・充実や地域全体の緑化進展に充てることで、実質的な居住環境の向上が期待できます。